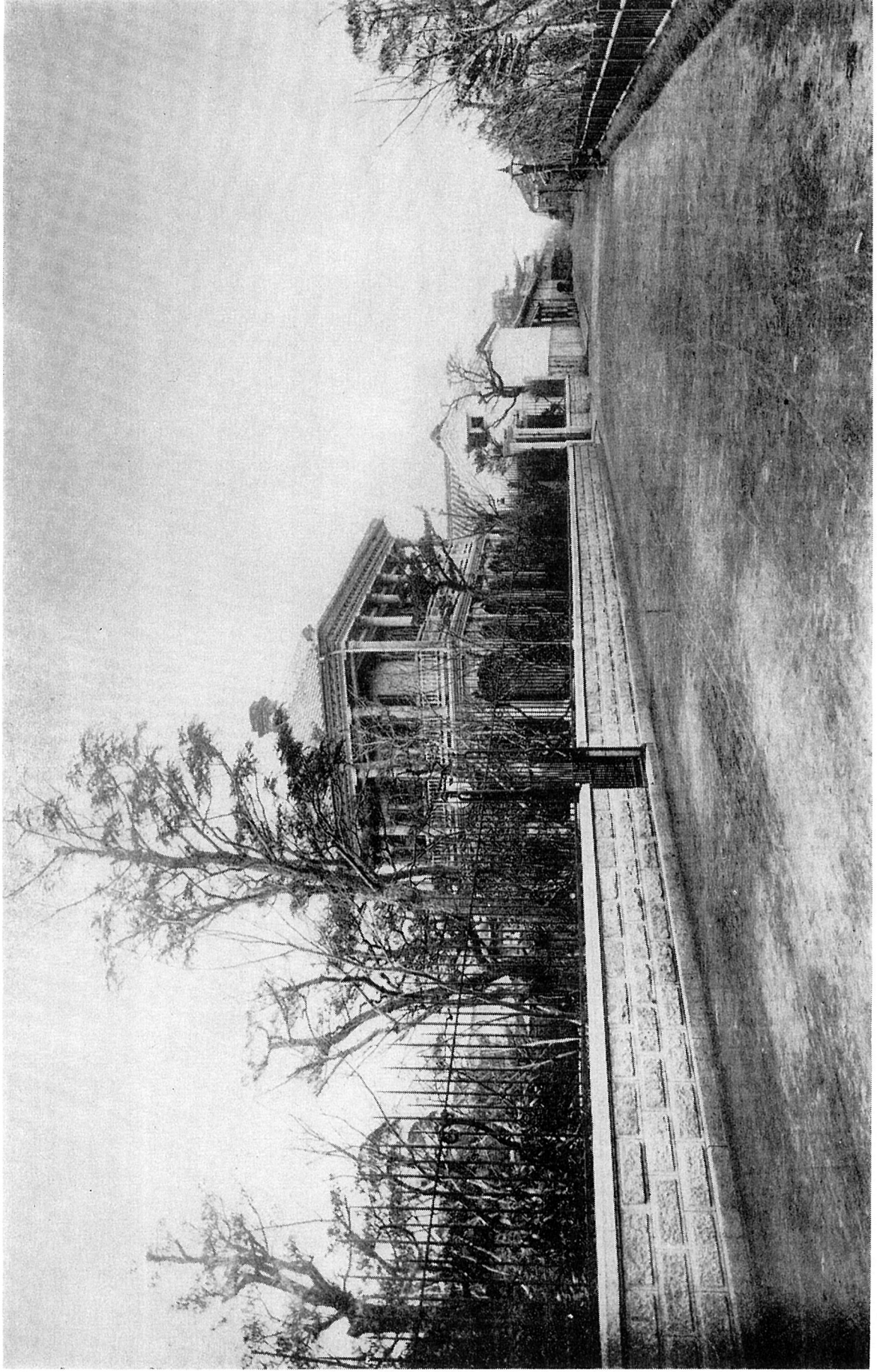


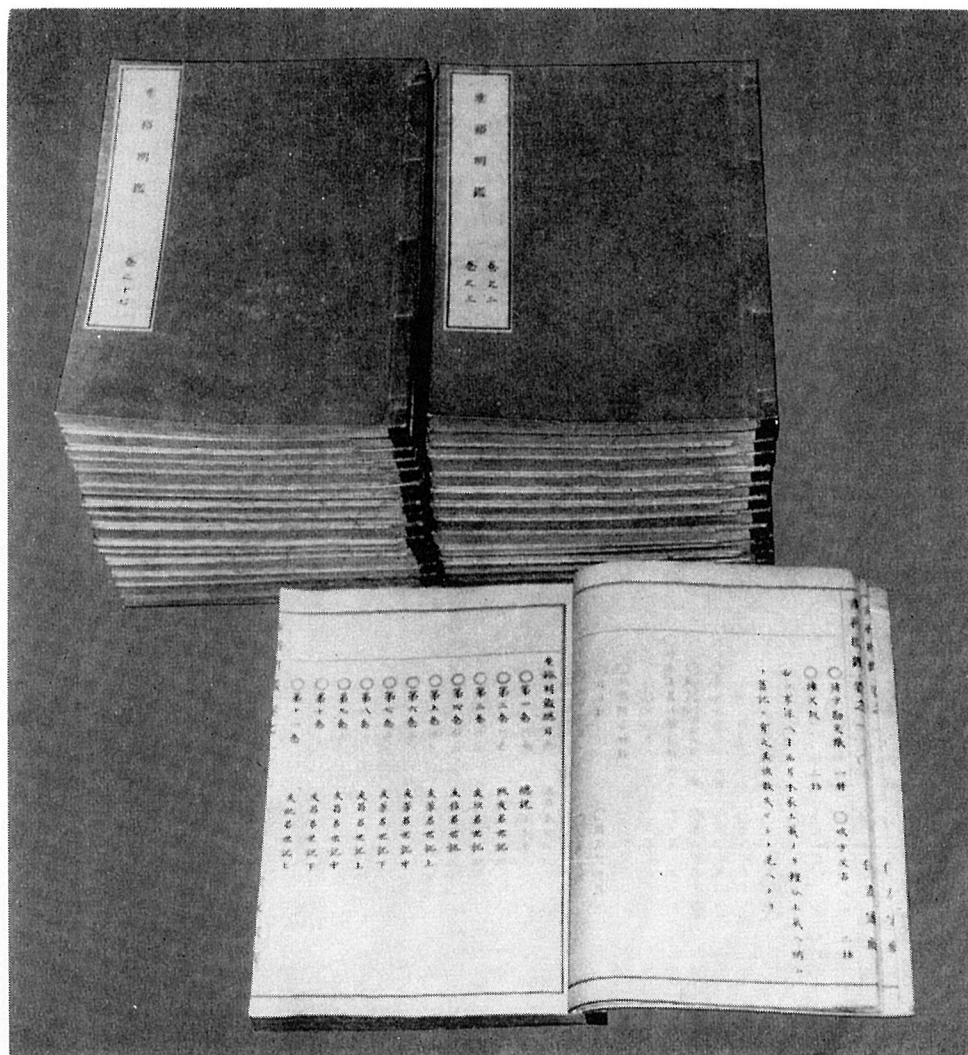
昭和五十二年九月

住友修史室報

第一号



住友旧鰻谷邸 洋館より左側は銅精錬所跡



垂裕明鑑

目次

創刊の辞	山本 弘	2
住友修史室所蔵史料について	小葉田 淳	4
住友における金融業	脇田 修	15
住友修史室略記		36
後記		42

口 絵 住友旧鰻谷邸・垂裕明鑑

創刊の辞

住友に修史のことがはじめられたのは明治二十年のことであった。維新の動乱期を乗り切り漸く事業の安定を見た頃、その歴史を顧み、伝統の事業精神を再確認するために家史の編纂が企てられ、十数年を費して「垂裕明鑑」として完成した。

住友は近世・近代を通じ生産業・金融業などを中心にわが国経済界に重要な地位を占め、その発展に大きく寄与して来たが、その多岐・広範に亙る史実を考究することは、単に住友の事業史を明らかにするに止まらず、延いてはわが国経済史の研究にも貢献するところが大きいに違いない。それで大正七年にあらためて修史事業が企てられ、故今井貫一先生のもとに著実に編纂が進められた。しかるに今次大戦の戦禍によってその成果の大半と資料の一部が烏有に帰したので、戦後の未曾有の難局の中に拘らず、いち早く修史事業の存続が決議せられた。これは滔々として没理想に趨く世想世態に鑑みて一層その意義の深重なことを思い、特に継続に踏み切ったものであった。

もともと住友が所蔵する近世近代に亙る経済史料は龐大であって多くの重要なものを含み、こ

れら史料全般を整備し研究し編纂に至るには長年月を仮さねばならないが、まず向井芳彦先生の永年の労による成果を「泉屋叢考」として刊行に著手し、その歿後も遺稿によって続刊を進め、特に小葉田淳博士の御指導と御執筆をも得て、グループ各社の御理解のもとに現在までに叢考は十七輯まで刊行することが出来た。幸いにこれは学界の注目を受け高い評価を得るに至っている。この他、「住友春翠」・「鈴木馬左也」・「小倉正恆」など住友の事業と事業精神の顕現に尽した方々の伝記をも出版することが出来、これらも世の注視するところとなった。

この度、更に修史事業について一層関係各位の理解を深めて戴くために「住友修史室報」が創刊されることとなった。これは論文・史料紹介・修史室の報告などを掲載するもので、誠に時宜を得たものと思う。ここに所感を述べて刊行の辞とする。

昭和五十二年八月吉日

住友不動産株式会社

会長 山 本 弘

住友修史室所蔵史料について

小 葉 田 淳

一

住友修史室所蔵の記録、文書、絵図等の史料は、戦後収集されたもの等を別とし、二八箇の木函に収められている。これは元大阪府立図書館長今井貫一氏の手によって、大正七年から昭和十五年にかけて（今井氏は昭和十五年三月没）一応整理分類されたものである。明治三十年代に住友家史「垂裕明鑑」が編集されたとき、従来住友本家に伝来された史料（函号一―八）のほか、別子鉱業所より提出された史料（函号九、一〇）、本家において新に見出された史料（函号一一―二八）が史料として使用された。これらの史料の総数は数万点にも達するであろう。

整理の方法も現在より見れば不完全であり、架蔵の状態も利用の立場からいえば不十分である。これら史料の内容について要領を得た説明をするのは容易なことでないが、ここでは冠婚葬祭等の住友家の家事に関するものを暫らく除いて、事業関係の史料につき少しく解説を試みようと思う。もっとも家事といい、事業といい、厳密には区分し難い。家事も自ら事業にかかわるものが少なくないが、ここでは事業関係に重点をおいてとり上げることにとする。

二

これらの史料はどのような内容のものか。それによっ

てどのような問題が調査研究できるか。その研究が日本歴史上にどう役立つか。それらのことを、まったく思い付くままに先ずいくつか挙げてみよう。

一 銅鉱業・銅吹・銅商に関する老大な史料が含まれる。住友家は近世を通じて最大の銅山業者・銅吹・銅商であったし、また長崎銅輸出業者でもあった。大阪には幕末なお数軒の銅吹銅商が残存していたが、それらの家に伝えられた史料は殆どすべて散佚したようで現在見る事が出来ぬ。修史室史料はただに住友家の銅営業の事実を明らかにするのみでなく、幕府の銅政策、諸国産銅事情、銅価格の変動、長崎銅貿易及び国内銅の需給その他、銅の史的研究の根本史料である。この史料を除外しては、日本の近世においての銅の歴史研究は成立しえないと申しても過言ではない。

別子銅山は近世、近代ともに日本の代表的銅山といわれるが、元祿四（一六九二）年開坑以来一貫して住友の経営下にあった関係もあって、創業以来の史料が完備する

ことは他に類例を見ぬところである。

二 商家の家法・機構たとえば奉公人・別家等の形態につき一般的に解説された文献は少なくないし、特に豪商とも称せられた諸家ではそれらの人的組織も複雑であり、それについて述べたものもある。しかし、たとえば奉公人の諸勤務、本家別家の関係等を実証的具体的に明らかにし、その変遷をも追究した成果等はあまり見受けぬようである。これは一つには旧家の没落等のため史料の失われたためでもある。修史室所蔵の多数のこの種の記録・文書は豪商の機構組織を考える上に、貴重な文献といふべきであろう。

三 近世の金融関係の史料も多い。住友家は江戸・大坂で本両替・十人両替を営んだことがあり、また江戸で札差業を幕末まで続けた。田安家等三卿をはじめ、諸大名の藏元掛屋を勤め、大津・倉敷等の代官所の掛屋となったこともある。諸大名や幕臣への貸付もかなり行なわれた。近世後期に大坂で三井組・十人組とともに新金銀の引

替業務に従ったが、それについては詳細な引替高の記録がある。また、正徳享保の新銀の鑄造発行に当たって、その頃鉾山の産銅高は僅少であり、宝永銀以下の悪質銀貨は回収し、大坂の吹屋仲間が幕命により銀銅を吹き分けて吹元銀とした。吹分に関して各年次の詳細な記録があつて、前述の金銀引替の記録とともに貨幣史研究の重要史料でもある。

四 住友家は近世の前期と中期に、或は他の銅吹屋・銅商とともに、或は泉屋組を編成して、糸割符仲間に参加し、長崎輸入貨物を買入れ、京坂地方に販売している。また、貸金の代価物という形で、対州藩の朝鮮輸入物を販売する物産会所を別家名儀で営んだり、幕末には同様の引当物として九州延岡藩の蔵紙や信州の生糸の取扱にも関係をもっている。これらは興味ある商事関係の史料といえよう。

五 近世の有力な商家は、買得や質流などにより都市に借家を多く所持するのは殆ど通例である。住友家もその

例に洩れぬ。大坂・京都或は江戸に多数の家屋敷を持つとともに、田地等の所有経営も行なわれた。

六 年月を追うて、住友家内外の諸事項諸事件を記録した帳簿類があるが、たとえば年々帳、年々諸用留等と題記されたものがそれである。これには前に列記した諸業務関係以外に当時の政治情勢、経済事情、特に大坂・京都・江戸・長崎関係の事実を語るものが少なくない。これらは住友家史の史料であると同時に近世史の有用な史料となるものである。この他、近世史の史料として重要と思われる文献も少なくない。このほか明治初期の史料も多いが、ここでは省略することにする。

以下、前述の諸項について順を追うてやや具体的に説明していくことにしたい。

三

幕府は長崎輸出銅の確保ということに主要な目標をおいて、銀座の加役として大坂に銅座とよぶ機関を設けた。

銅座は元祿十四―正徳二(一七〇一―一七二二)年、元文三―寛延三(一七三八―一七五〇)年、明和三―明治元(一七六六―一八六八)年の三度おかれた。諸国荒銅の大坂集荷、大坂の吹屋においての製鍊、長崎輸出銅及び国内向け地売銅の販売等の一切を管理統制した。しかし第一次の銅座と第二次以下のものとは、その統制に多少の寛嚴の差はあった。大体のところは諸国荒銅は銅座へ売り上げる形で、荒銅は大坂の銅吹屋仲間へ直接に、或は大坂の銅問屋を介して吹屋仲間に手渡され、所定の吹賃をもって輸出用の^(棹)竿銅、地売用の諸種の型銅に製鍊造製され、竿銅は吹屋仲間の手で長崎へ送られ、地売銅は吹屋(吹屋は普通銅商を兼業している)または仲買を経て、銅座指定値段をもって販売された。修史室所蔵に、銅座留帳元祿十四年三月―同十五年正月―同極月、同元祿十六年正月―同五年、銅座御用扣元祿十五年正月―同極月、同元祿十六年正月―同五年の各一冊があり、これは第一次銅座にかかわるものである。また銅座方要用控一番より一二番まで一二冊あつて元文三年四月より寛延二年極月にいたり、これは第二次

銅座の記録である。いずれも銅吹銅商仲間の筆頭或は代表として、住友家において銅座関係の諸事項を記録したものである。さらに銅座勘定帳一冊は、元文三年四月から寛延三年までの銅座からの銅代前渡銀、銅山仕入銀貸付等の勘定等を記したものである。

銅座が廃止されていた期間には大坂には、長崎銅会所の分局ともいべき大坂銅会所がおかれ、輸出銅買上を中心とする統制が行なわれた。申之歳賃吹銅一件留帳は、正徳六年に長崎銅会所、大坂銅会所の勤務・入用・仕法等について述べたものである。長崎銅会所では、輸出銅の外国渡しまでの手続は主として泉屋(住友)の長崎出店の手代等の手で、また大坂銅会所の事務等は長崎吹屋の手で、会所出役人の監督指揮のもとに運営されたのである。享保元(一七二六)年から同六年までは幕藩領を問わず、諸国銅山に対し従前の実績に応じ、輸出銅に充当すべき荒銅の供出即ち御割合御用銅の大坂廻送を命じたが、銅会所公用帳享保二年―同四年には、この御割合御用銅を

はじめとし、地賣銅、代銀請拂等が記録されている。

銅座・銅会所は幕府の銅政策上に重要な施設であるが、前述のようなこれに関する根本史料は他に見ることを得ないものである。その他に長崎下銅公用帳・長崎公用帳計四冊、正徳二、三年の長崎要用控日記・長崎棹銅代銀請拂帳計三冊は、宝暦二（一七五二）年より同十三年にいたる長崎御用銅（輸出銅）を中心に記された記録であり、この種の帳簿類は他になお数冊ある。

大坂銅吹屋は十七世紀後半頃からしだいに仲間を結成し、銅吹の特権を主張するようになったので、これに関する史料は年々帳無番（後記）以下に見えるが、銅吹屋仲間拾七軒諸願御聞濟之控正徳五年正月―享保六年五月は、吹屋仲間の由緒、近世中期の仲間の実態等を知るに便宜な史料の一つである。

別子銅山の史料としては、先ず別子銅山公用帳が一番より十七番まで一八冊（三番が二冊となっている）あり、表題は別子立川別子御公用帳、八番からは別子立川御銅山公用帳等とあ

るが、別子が開坑された元祿四（一六九二）年より明治十一年（一八七八）年までの記録である。別子銅山公用帳に江戸店に伝わった別本一三冊があるが、これには多少欠本があり、かつ綴じかたも異っていて、たとえば六番寛保元年が、これでは七、八、九番寛延三年八月―宝暦十年の三冊と宝暦十一年になっていて、しかも一部がなお足りない。このほかに九冊本があり、元祿四年より文政九年までを含むが、これも多少綴じかたに相違がある。

銅山からは産銅（出来銅）に対する運上、製錬用の木炭に対する運上を幕府へ納めたが、備中銅山御運上控帳元祿十六年―享保三年を一番とし、豫州別子銅山御運上控享保三年を二番より十一番までとする一一冊がある。これは銅出来辻と銅炭運上の明細を、代官あて、享保六（一七二二）年以後は別子銅山は松山藩御預あづけとなったので松山銅山奉行あて、届けたものを留書したものである。備中銅山は吉岡銅山である。なお宝暦十二（一七六二）年から立川銅山分を併わせて届けている。炭運上は幕領の御

林山（幕府公有林）の焼炭に対してなされるもので、私領の分については領主へ税納するから幕府への運上は行なわれない。別子 両銅山銅炭運上目録并銅平均覚は九三冊あつて、天明六（一七八六）年正月から明治元年まで、月々に報告したものであるが欠失した月の分も多い。別子 銅炭運上帳 宝曆十一年— 四冊は、これを整理した体裁になつてゐる。 嘉永七年

別子山村の御林山の炭木使用はすでに元祿末年までに限界に達したので、最寄の幕領に及び、さらに享保頃から土佐領の山林の炭焼を願ひでている。土州公用記四冊は、宝曆六年より明治十年までの土佐の炭木利用の次第を記録したもので、木炭についての史料ははなはだ多い。さらに別子銅山経営上重要な意味を持つものに毎年の買請米がある。元祿十五年からこれを許されたので、別子 立川 両年々買請御米石数 元祿十五年— 一冊をはじめ、御米帳・御米毎月請取扣等が数冊残つてゐる。

別子については右のほか諸般の帳簿類にその関係記事

が散見し、かつ仕法・涌水・買請米・薪炭・銅輸送下財の賃銀扶持等の一通文書も莫大な数に達する。

備中吉岡銅山は別子以前から稼行された住友家にとって重要な銅山であるが、備中銅山控 天和四年— 備中銅山 正徳三年 公用帳 正徳二年、備中御銅山御運上留 宝永三年 各一冊等は

その研究の基礎となるものである。その他住友家が稼行し、或は幕藩の依頼で調査し、また調査の参考として謄写された記録で冊子をなすものに、若狭三光、越前大野、備中小泉、下野足尾、伊勢治田等の諸銅山関係がある。

諸国銅山にかかわるものとして、宝の山・諸国銅山見分控がある。銅山に経験を持つ住友家の手代等が下財とともに、諸国銅山の調査の結果を報告したもので、聞書によるものも多少は含まれるが多くは実地を踏査したものである。前者は宝永年間から元文五（一七四〇）年にかけてのもので、多少後年の追記もあるが、全国にまたがり五〇〇ヶ所に及んでいる。後者は元文四年から文政十三（天保元、一八三〇）年にかけて、主として西日本の銅山

を調査した報告で、三〇〇余ヶ所、その報告は概して宝の山よりさらに綿密となっている。この他にも諸国銅山についての史料は多いが、たとえば諸国銅山惣括覚書は、明和元（一七六四）年の諸国銅山産銅高、大坂の吹屋・問屋の業務、御用銅・地賣銅高と値段等を述べている。

なお寛延三（一七五〇）年以来の老中・大坂城代・大坂町奉行・長崎奉行が鰻谷の住友家吹所を見分したときの記録が、一七冊残っているが、さらにオランダ商館の館長以下これに伴った大通事小通事等の吹所見分の記録が明和八年四月以後の分一五冊現存する。紅毛人吹所見物入来扣・紅毛人入来帳、紅毛人入来るとき接待饗応の諸道具と題記されたものである。しかしオランダ商館長の来訪は明和年間にはじまったのでなく、宝永六（一七〇九）年の日記に、すでにそれが見え、しかも例に従って饗応したと記すから宝永以前より行なわれていたのであろう。

四

古く文殊院の旨意書をはじめとして、別子銅山や長崎店等にあてた心得書・掟書等は、家法書として住友家にとって最も重要なものであるが、また近世豪商の家法書の一典型として貴重な史料でもある。

近世中期頃の実例によると、住友家では一般には十一歳ないし十三歳前後で奉公し、十八歳前後で元服してあらためて諸勤務に配当される。無事に勤務を勤めあげて、三十ないし四十歳前後で家督目録を与えられて別（末）家に取り立てられるものも多い。もちろんその中には累進して本家の老分・支配人や別子支配人・江戸店目代等に出世するものもある。奉公には普通は住友家奉公人や別家が口入人となり、大坂在住者の請人が必要である。初奉公は右に述べた幼年者に限らず、二十歳以上のものもあり、また伊豫や江戸での現地採用も少なくない。

以上のような仕法・順序・段階も時代によって変化が

あったかどうか。殊に勤務の内容・種類等はかなり複雑で、時代とともに変遷も多かったであろうと思われる。

別家と本家の関係には慣法ができてくる。別家の渡世には、銅問屋・銅山稼行等の本家の業務に直接関係あるもの、本家所有の借家の家守、銅山への商品販入等もあるが、その他多様である。

さて店法・勤務・奉公等を見る上に、勤方帳宝曆十、年正月、

また江戸店における同様の記録に出勤録・中橋店仕法帳等がある。諸用御窺扣は文政十二年五月より明治三年五月までの記録で二一冊、別に嘉永三年の分が一冊あって、奉公人採用・同暇・転務・賞罰・給与及び別家関係等の諸般にわたり、当主の裁可・承認を得たことを詳細に記録した興味深い史料である。

子供・手代の奉公請状・同暇証文・引取証文・願届書等は、享保・延享頃のものもあるが、大部分は宝暦以後で、およそ千通ほどであろう。また別家の請状・願書類も少なくない。さらに江戸店の奉公人請状や手代・別家

の借用証文等は、文政・天保期のものが多いが百数十通残っている。

別家には伊豫にも一団があつて、その規約書等もある。なお、この種の記録は、年々帳以下にも多数存在する。近世豪商の人的組織や別家末家の実態、その変遷動向を実証的に究明するため必要な多量の史料が幸いにして伝存しているわけで、かくのごときは他に類例は極めて稀れであろうと思われる。

五

住友家は分家名儀をも含めて江戸・大坂で本両替・十人両替を営んだことがあり、本両替諸国之留文政八年正月一冊、十人両替方御用留文政十二年八月一冊等はその直接の史料である。また江戸で札差業を明治維新時まで続けたが、御藏札差頼証文・対談取極証文や、切米前金借用証文等の借用証文等、札差関係文書のみで現存のもの四百数十通を数える。

田安家はじめ三卿の掛屋を勤めて、田安家関係では已

年御藏方勘定帳文化七年八月一冊や文政年間の御用金備金貸付

証文五十通余があり、一橋家関係では一橋御用留天保十二年二月

月嘉永二年七月一冊等がある。また代官所の掛屋を勤めたこと

もあり、大津代官都築金三郎支配所天保十四年一冊、倉敷代

官大原四郎右衛門支配所文化十年三月一冊はその例で

ある。文政二年から三井組とともに銅座の掛屋を命ぜら

れて、銅座掛屋諸事扣文政二年六月一冊ほか関係簿冊八冊ほど

あり、関係文書も少なくない。また嘉永六年から江戸札

差店の名儀で、江戸古銅吹所の掛屋を引請けている。

諸藩に対する貸付から蔵元を引請けるようになった場

合が多い。対馬・丹波篠山・日向延岡・加賀大聖寺等の

諸藩の蔵元となっているが、御蔵元引受申定一札、御蔵

元請負定証文等の関係文書が多数残っている。もとより

そのうちに分家名儀の分もある。諸藩や幕臣への貸付に

関する証文は計二〇〇通を越えている。藩では南部・小

浜・浜松・西尾・高槻・篠山・松山・対馬等の諸藩があ

り、諸屋舗渡り方覚によると、松山・篠山・阿波・園部・

加賀金沢・紀伊・秋田・明石・岡・小田原・大聖寺・仙

台・平戸・明石・島原・足守等の諸藩があげられる。明

治五年六月住友家から大阪府へ届けた幕末の旧諸藩への

貸金高の報告書である元諸御藩貸上ケ金総計書によると、

二六藩で計元金五七、四六六両余・利一二、七〇八両余、

元銀六、三〇六貫八四六匁余・利五二〇貫八一三匁余と

なっている。なお藩から貸金の担保として預かった米切

手も多数残っていて、津軽藩の元文三年の二五俵の切手

一二六枚、中津藩の元文五年の二五俵の切手二〇枚をは

じめとし、明石藩・篠山藩等のものがある。

文政・天保年代は未曾有の金銀貨幣の濫鑄時代であっ

て、諸種の金銀貨が次々と鑄造発行された。幕末になっ

て安政・万延年間にも新金銀貨の種類が多い。文政二年

七月より小判・一分判草文を鑄造し、江戸では九月、上

方は十二月より引替通用することとし、翌三年六月より

丁銀・小玉銀草文を鑄造し、江戸は七月、上方は十一月

丁銀・小玉銀草文を鑄造し、江戸は七月、上方は十一月

より引替通用することとした。文政金の引替所の一人として本兩替を営んだ住友の江戸店があてられている。ただ文政銀引替業務からは除外されたが、天保年間には銀

貨引替も認められている。文政金の引替は、上方では京及び大坂の三井組・十人組の為替御用取扱所で行なわれることになり、文政銀についてもこの兩為替組で扱った。

しかし住友が金銀引替に加わることになり、引替元の金銀は三井組・十人組により上方へ登せ、兩組及び住友の三手に分け、引替済の金銀はまた兩組の手で江戸へ下したのである。文政七年から鴻池等十人兩替を含む大坂の十五人組がこの引替業務に参加することになった。文政七年以後の新金銀の鑄造発行とそれに伴う旧金銀引替はかなり内容は複雑であるが、修史室には、金銀引替御用留四冊、金銀引替高取調帳一冊がある。前者は一番文政三年八月同、二番文政七年九月一、天保十四年正月一、文政七年八月一、天保九年十月四番天保十四年正月一、文政三年八月一、天保九年十月五番万延二年正月一で、三番一冊が欠けているようである。しかし後者は天保元年より安政四年までの記録でその欠

を補足できる。住友及び大坂における金銀引替の明細を記録し、貨幣史研究の貴重な史料である。

貨幣史の文献として、引替の記録とともに有用なものは、宝永銀以下四宝銀にいたる悪質の銀貨の銀銅吹分の記録である。正徳四（一七一四）年から慶長金銀と質を同じくする新金銀を鑄造発行したが、その吹元金銀として元祿金銀以後の旧金銀を引替回収しようとした。正徳四年五月大坂の銅吹屋仲間は幕命によって、江戸浅草諏訪町の住友の吹屋において四宝銀の吹分を試みたのをはじめ、京都の吹所でも十一月より宝永銀以下の吹分を試み、翌年二月京・江戸兩所で銀銅吹分請負の見積書を御勘定所へ提出し、次いで吹分に従った。しかし享保三（一七一八）年大坂で吹分を行なうこととなり、道頓堀立慶町裏尻西高津村地之内に吹所が建設された。

吹分の記録に、銀銅吹分万留帳正徳四年四月一、銀銅吹分公用帳正徳四年五月一、同享保七年三月一、吹分方公用留帳享保七年三月一、各一冊等があり、江戸吹分所関係に江戸銀

銅吹分ケ諸証文留正徳四年五月、同五年四月、江戸銀銅吹分御勘定牒

留正徳四年九月、同五年二月、その他の数冊と浅草吹分所絵図面があ

り、京都吹分所関係に御銀吹分方御勘定目録の正徳五年

分一二冊、同六(享保元)年分五冊、享保二年分八冊、同

三年分六冊がある。以上のほか吹分関係の冊子二〇余と

多数の文書が残っている。

なお、為替証文が、大坂においての取組・請取のもの

のほかに、長崎・江戸・別子(新居浜)・京等の間のもの
数十通あることを付記しておく。

付 長崎輸入貨物取扱以下の商事関係や不動産業関係、
さらに年々帳をはじめとする近世史史料としても重要
と思われる文献の解説は次の機会に譲る。

(京都大学名誉教授)

住友における金融業

脇田修

一 はじめに

私は、いま御紹介をいただきましたように大阪の生れでございまして、専攻は社会経済史ということで、だいたい江戸時代、織田信長から明治維新くらいまでをやっております。最近、信長と秀吉に凝っております。「織田政権の基礎構造」という本を書きました。それとともに、私は農村史もやっただんですが、都市、ことに大阪をやりたいと思っております。

住友修史室にうかがいましたのは、たしか昭和三十年頃であります。いまの住友銀行本店の建物の中に修史室がございました時に、小葉田先生のお伴をして週に一

度史料を見せていただいたのであります。先生と一緒にカードを取りました。今ここに持って参りましたが、三冊の年表を作りました。金融業には興味もありましたし、小葉田先生からも、そちらの方を少しみておくようにいわれましたのですが、今度札差についてやっとなとめさせていただいたのでございます。(泉屋叢考第拾六輯)

二 住友の金融業概観

住友と金融業	江戸上槓町出店(一六七八)
両替商	十人両替の一
掛屋・蔵元	銅座掛屋 長崎産物会所掛屋
	大名四〇藩以上 田安・一橋掛屋
不動産	家屋・新田

本日は、住友の札差業務を中心にお話をさせていただきますが、題は「住友における金融業」という大きい題にしておきましたので、はじめに住友と金融業とはどの程度の関係があるかということを少しお話いたします。

住友―泉屋の仕事は、御承知のように銅山経営、銅製錬が主力で、銅貿易にも関連があるわけですが、実はこの営業に関連して通常の業務においても、送金したり為替を取り組んだりすることがありまして、そのために金融業に手を出さざるを得ないということがございます。初期の状況はわからないものですが、今日もそれを全部お話できるわけではないのですが、札差業への足がかりという意味で、江戸進出の状況を申しあげますと「垂裕明鑑」に延宝六年（一六七八）十一月江戸上槇町に出店ができたとあります。手代、三右衛門の名儀で八五〇両のお金を出して店を買ったようです。したがいまして、この時期には江戸出店が設けられました。それは営業上幕府との折衝もあったんだらうと思いますが、主

として金融関係を扱う店であったと推定いたします。

作道洋太郎先生から、この三右衛門についてずいぶんいろいろ聞かれたのですが、資料を調べてもなかなかわからないんですね。どうも困ったことなんです。

ところで、その後に一度事件がございまして、貞享元年（一六八四）、分家の友貞という人―友以の末子になる―が「江戸為替不能」のため家が分散したということがあります。この時、本家にも影響が出たようですが、はっきりしたことはわかっていません。ともかく江戸為替の関係で、何か問題が起ったという記事がでてまいります。これも一つの事例でありまして、江戸に關係店舗があつて大坂との間に為替取り組みなどをやっていたと考えてよろしいかと思つています。それ以外にも一六八七年に泉屋五郎右衛門という人が江戸の長谷川町の屋敷を売ったという記事、これも「垂裕明鑑」にでてまいります。五郎右衛門の職種は阿波徳島の俵物問屋じゃないかと思うのですが、ここでも泉屋の別家に當る家が、江

戸へ進出していたことがわかります。このように江戸上
槇町の出店をはじめとして、十七世紀の後半になります
と江戸に分家の店もできていたということですね。です
から泉屋が江戸に進出した歴史はかなり早い時期である
と考えていただいてもいいかと思えます。然もそこで行な
われたことは、出店の場合は金融関係の取り組みであっ
ただろうと推定しています。そういうことで江戸で札差
業が行なわれます前史は存在したといえます。

さて、泉屋ではそれ以外にも金融関係の業務がいろい
ろございます。まとまった研究は全然やられていないの
ですが、若干気付いた点を申しあげておきましょう。

まず両替商としましては江戸中期、大坂十人両替の一
軒に入っております。御承知かと思いますが、十人両替
というのは両替商の数百軒ございます中で、その取締
りを行ない、また小さな両替には金融も行なうという本
両替のなかで、もっとも有力な店がなるのでございまし
て、大坂で申しますと鴻池、天王寺屋五兵衛、平野屋五

兵衛とか御存知の豪商が入るわけですが、その中の一軒
になっていくわけです。

つぎに大名などの金融を行なう掛屋、領内産物を扱う
蔵元ですね、これも江戸時代の商人としては大商人とい
うことになっているんですが、泉屋は多数の大名の掛
屋・蔵元となっています。掛屋では諸大名の掛屋をいろ
いろやっております、御三卿のうちの田安・一橋の掛
屋をやっております。

また注目されるのは長崎産物会所の掛屋と銅座掛屋を
やっていることです。長崎産物会所は貿易に関係する会
所で、銅座は輸出銅を扱う商人仲間ですが、いずれも幕
府貿易政策と関連をもつ組織であります。このうち銅座
掛屋は文政二年、三井と一緒にやっていたことが判明し
ますが、ここでも金融業における地位の高さを察してい
ただければ結構であります。

それから大名貸であります、泉屋だけでなく、三井
などでも、余り大名と関係をつけて貸付するのは好まな

い方なんです。有名な言葉で、享保頃の三井の当主でありました三井高房が「御用は商いの余情と考ふべし」というのがありますが、三井は幕府の為替御用方を勤めて大きくなった面があるんですが、それでいて大名と金融関係に入りますと、損をするケースが多いので逃げ回っているというのが実状であります。泉屋の場合はどうも正確には判らないのですが、享保頃から大名貸の資料が残っております。酒井家から始まりまして江戸中期頃になりますと、四〇藩以上の大名貸を行っているわけです。ただ、この場合でも発端は例えば別子銅山に關係のある松山藩ですね、そこから頼まれますとこれは断れない。それから大坂城代であるとか、いろいろな關係で次第々々に増えていったのが実状のようであります。しかし大名数はかなりの規模にわたっています。同業で著名なのは鴻池で、宮本又次先生や作道洋太郎先生がおやりであります。泉屋は少々劣るかもしれないが、相当のものといえます。

つぎに不動産であります。これは家屋と新田を多く持っております。もっとも大きいのは、最後まで残りました山本新田です。これは御承知の方も多いと思います。家屋は大坂、江戸、京都で多数所有しておりました。これはどういう形で入っていったかという、商人金融においては、江戸時代にもっとも確実な担保になります。これは家なんです。そのため家質^{かじち}が一番多いんです。泉屋でも金融の担保としてとった家屋が流れてきてほとんど不動産が増えていったというのが実状であります。したがって増えてきた所有家屋を今度は売るという例もありまして、これらは川崎英太郎さんが泉屋叢考第十五輯で書いておられますから御参照下さい。このように不動産取得は金融からんでてまいります。これはどこも同じ傾向でありまして、享保以後になりますと大商人の家では金融関係で、不動産の増加がみられます。火事でよく焼けますので本当は余り有難くないのでしょうが。もう一つの新田の方はかなり意識的で、新田だった

ら安全な投資だといっているのでやった。三井ではちゃんと番頭さんが計算をしまして、新田は今までは駄目だが、これからはかなり利益率が上るといふ計算をして、新田の取得をやっていますから、どうも享保前後になると安心して新田取得をやったんではないかと思えます。西鶴の時代は新田開発をやるのは危険だとして、やってはならないものうちに数えておりますが。

概観してまいりましたが、泉屋における金融関係の比重はずいぶん大きいのであります。ところが泉屋では金融業には練達者が居ないということになっているんですね。後にも申しますが札差業への進出に力のあった理兵衛友俊が書かれたものの中にも手代の中に熟練者がいない、それで最初は利益が挙げられないということを書いておられます。前期には確かにそうですが中期にはこれだけずいぶんやっていますから熟練した人もでてくる筈だと思ふのですが、やはり銅山が中心という意識が強かったことは事実でありましょう。

これから修史室の方で金融業に関する「泉屋叢考」をだしていただいたら、いろんなことが判るんじゃないかと思ふんですが、本日は前置きとして話をさせて頂きました。

三 札差業への進出

札差業の概観

天和頃確立

享保九年仲間結成一〇九名

利息公定 仲間掟(手代二、三男)

全員承認 組の連帯責任)

泉屋の進出

泉屋甚左衛門店 延享三—宝曆五

泉屋茂右衛門店 宝曆一二

泉屋九兵衛店 安永二

その他

さて札差というのは、御承知のように江戸の大商人に数えられておりました。大体江戸は消費都市で、大坂は手工業とか商業の都市でありますから、江戸時代には大坂の方が経済的優位にあります。そういう関係もありま

して、江戸では、大体幕府の御用をつとめる商人か、小売商人に特色があります。たとえば三井ですが、現金かけ値なしの新商法の呉服店で大きくなるとともに、さらに拡大するきっかけになったのは幕府の為替御用、主として京坂と江戸を結ぶ為替を取扱ったためです。幕府の御用ですから、無利息で大金を扱ったのでずいぶん有利になりました。要するに江戸では幕府御用に関係する商人に大商人が多い。その意味で札差は旗本と御家人の米を扱うわけですから、これはなかなか大きな商人になってまいります。しかもそれは、旗本・御家人の米を扱って売るだけでなく、実際には旗本・御家人への財政金融を行ないまして、その結果として富を蓄えるということでもあります。札差の豪富で大口屋暁雨というのがでてきたりしますが、十八大通の大半が札差であり、江戸の商人の中でもっとも贅沢をやって遊んだり歌舞伎のモデルなどになったりします。泉屋は堅い家ですので、そういう資料がでてきたら面白いのでありますが、残念なが

らでてきませんでした。「泉屋叢考」の最初の写真に載せておきましたが、御当主から江戸出店支配人が手代や若い者をちゃんと取締らないから夜遊びが過ぎると戒めている文書や儉約令がだされておりますから、相当遊んだのではないかと思いますが。

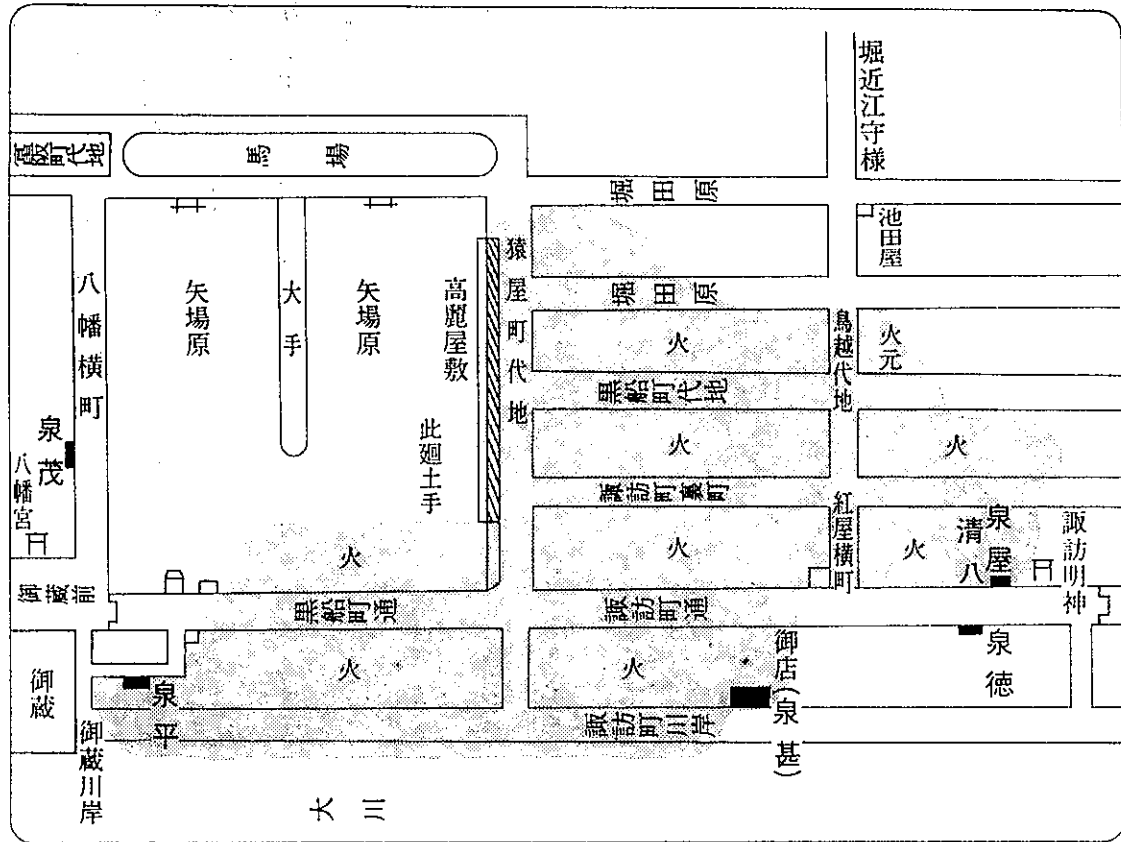
まず、札差業がいつ起ったかということですが、だいたい天和頃、つまり元禄のちよつと前に業態としては確立してきたといわれています。それがはつきり札差株仲間として結成されますのは、享保九年であります。これを許可しましたのが有名な大岡越前守忠相でありまして、このときは一〇九名が株仲間を結成します。そして利息とか手数料とかを規定し、幕府が規制を行なうという形の株仲間ができます。享保の株仲間結成は、幕府による物価統制の意図が強いのでありますが、札差の場合にも旗本・御家人の財政問題と、扶持米を処分して江戸で売るわけですから、物価対策の面からも仲間でないという風に思ったようであります。したがいまし

て、このとき日用雑貨とか、いろんなものに仲間ができるのでありますが、そのなかでも札差株仲間やはり旗本・御家人と関係があるということで、かなり統制がきつというか、仲間規約も非常にがっちりしたものであります。その特徴のもっとも具体的なものは仲間掟の中に、新加入を認めるのは手代か次・三男に限り、それには全員の承認がなければならぬという条件がついておられます。これは株仲間の中でも一番厳しい規定ではないかと思えます。仲間員数は一〇九名ですが、まず町で森田町組・片町組・天王町組の三組に分けましてさらに一番組、二番組というふうに五人平均で組をつくりました。そしてこの組の中の一軒が没落いたしましたして負債がたまりますと、連帯で返さなくてはならないとか、ずいぶん厳しい連帯責任をとっています。

この札差業に泉屋が進出するのは何時かといえますと、延享三年に泉屋甚左衛門店(浅草米店といわれております出店)ができます。もっとも泉屋甚左衛門と正式に名乗り

ますのは宝暦五年であります。それから別家では泉屋茂右衛門という店が宝暦十二年にできます。この方は浅草米店の支配人で、二代目か三代目に当ります(初代は伝右衛門ということになっているんですが、その人は一年でやめており二代目の年代がわからなくて、はっきりしてくるのはこの茂右衛門からです)。この茂右衛門が支配人を退職しまして宝暦十二年に札差店を開きます。この家は幕末まで続きました、泉甚と泉茂が二軒助けあって札差業をやっているのです。それから第三番目に、茂右衛門の次の支配人でありました九兵衛という人が札差の株を買って、安永二年に店を開きます。この店はあとから開業した為か余り発展しません。結局、文化十五年に閉店いたしました。しかしいわゆる田沼時代といわれ札差業が一番栄えた頃には、泉屋の札差関係店は三店ございまして、本店の出店であります泉甚を中心に活発に動いていたということであります。

ここでお配りした資料の中の絵図を御覧いただきます。



これは文政四年四月十日の浅草の火事の概況を記した
 ものから作図したんですが、焼失区域をあらわす地図の
 内外に、住友の關係の店名が出てまいります。左端に八
 幡横町と書いてあるところの店が、当時の泉茂の店であ
 ります。その下に泉平というのがあり、丁度、店の半分
 が火事に引っかけっております。泉屋平右衛門は幕府の
 札差ではないんですが、御三卿の一つである清水家の札
 差をやっております。「その他」の中に泉平というのが
 入るのです。それから右下の方へ行きますと、真中に御
 店と書いてあるのが泉甚の店であります。それ以外にも
 う二軒あります。さらに右に諏訪明神と書いてある隣に
 泉屋清八の店があります。その下に泉徳というのが出て
 きます。これはよく判らないんですが、どうも関連の営
 業をやっていたらしい。この泉屋の清八と徳右衛門とい
 う家はどちらも浅草別家であります。したがって、
 浅草に泉甚と泉茂以外に少なくとも三軒の別家がありま
 した。この時は泉屋九兵衛の店はつぶれておりますから、

開業中には六軒ぐらいの店があったわけですが、札差業とその関連事業に泉屋がずいぶん進出していたのがわかるのであります。

ついで何故、札差業に進出していったかということ推測いたしますが、丁度、浅草諏訪町に元禄頃からすでに泉屋の持店がございます。それは吹所で貨幣の吹き分けをやっていた店でありました。とくに元禄金銀以後品質の悪い貨幣をどんどん铸造しましたが、その後それももう一度吹直すということが起りました。その時の作業を諏訪町の吹所でやっただけです。しかも幕府はそれに付け加えて吹屋々敷というのを与えまして、かなり大規模な改鑄というか新しい正徳・享保金銀を作り出す作業をやっていたわけですが、その作業が享保年間に一段落つきまして、幕府から下付されました吹屋々敷は丁度火災に遭って焼けるのですが、泉屋がもともと持っていた諏訪町の屋敷はそのまま存続します。そこで金銀吹分けの仕事がないわけですから、丁度遊んでいた家屋をうまく使

おうということになったのではないかと推定しているわけです。理兵衛友俊という方は大変やり手の方でありまして、ずいぶんいろんなことをやっておられるわけですが、札差業に乗り出されたのもこの人の決断で、ご自身もそういうふうを書いておられ、自分が延享三年に江戸へ行った時にそれを定めてきた、また株の取得をしたということを書いておられます。延享の頃（享保のすぐあとですが）は札差業はまだ不安定な時期なのです（田沼時代に入りますと札差業は全盛になるのですが）。こういう時期に札差業に入ることを決断したのであります。

四 泉甚の経営管理

店制	
名前(一)	支配人(一)
米方(一)	大払方(一)
清水方(一)	勘定場役(一)
台所方(一)	見習(一)
同見習(一)	計一三名
ほか	前髪一 子供三 下男四

名前人・支配人 名前人の存在

本店 監査

経営方針 儉約 確実

相場禁止「米相場高下ニ依リ損益有之

店ニ而、支配人才不才ニ不拘候」

独立採算 立会勘定 各店の独立

次に泉甚の経営はどういうものであったか。最初にその店制ですが、ここに書きました人数は嘉永年間の人数でございます。手代だけで十三人、それ以外に全くの走り使いの見習いである前髪、——まだ成人していない、元服していない——のが二人、それから子供三人、下男が四人、いたということになり、計二十二人という数字が出てまいります。

この中で主なものを説明しますと、まず名前人です。もともと江戸出店を泉屋甚左衛門名前にするまでに大変厄介な問題がありました。最初に申しましたように、札差仲間の掟のなかで、新規開店は仲間内の手代か次・三男かでない駄目だ、はっきり身許のわかってる人間

でない札差をさせないという条項があります。そうすると泉屋は諏訪町で、すでに吹分所を持っていて吹屋をやっているわけですから、大阪の銅吹屋であることは、はっきりしている。それが札差業に乗り出そうとするのですから、何らかの理窟がないとむつかしいのです。それで泉甚名前になるまでに大変苦勞をしました。最初、延享三年に、札差店を開きましたときには伊賀屋善兵衛という人を名儀人にいたしました。この人は浅草で札差から依頼され蔵米を実際に受取って売却する米屋をやっていたのですが、それでも先程の「手代か次・三男」には関係がない。そこで森田屋（諏訪町の札差）という家に頼み、伊賀屋をその弟ということにいたしました。仲間加入を願うわけです。この辺は形式を整えるだけでありまして「森田屋市郎兵衛の弟の趣にて仲間入り致し候」とあります。森田屋にも相当御礼をしたことでありました。のちに森田屋が逼塞してからずいぶん、借金、無心を言われていますから。また、札差仲間も事情はみな

知っているんですから目をつぶってもらうのにずいぶん

お金が要ったのではないかと思えます。まあこのように大変苦勞をしました。さて伊賀屋善兵衛という名前で店を開業いたしますが、しばらくして泉屋善兵衛に変える。

そして宝暦五年善兵衛が亡くなった時に、泉屋甚兵衛名前としてはっきり大坂泉屋の出店であることを明らかにしたかったわけでありますが、札差仲間と折衝しましたら、絶対きかない。仕方がありませんので折衷案として泉屋甚左衛門という通称にしまして代々の支配人が甚左衛門を名乗る。つまり表向きはいつも甚左衛門で通すので、支配人が変わりますと、その人が甚左衛門を襲名して家督相続をしたという形式を取りまして、店を続けたのです。そういうことですから他の店と違いました、支配人は対外的には店の主人として通さねばならない。だからわざわざ名前人というのをつくりまして、これは内部では支配人なんです、外向きには名前人ということにして別にまた支配人をつくる、という大変ややくしいこ

とをしています。

もう一つ、店の組織でいいますと、実態はどうありましても、支配人が店舗を持っているわけですから、別に一札を取りまして、店を預っているんだからきちんとやりますとか、本店からの命令は守りますとか、本店から送金しろということがあれば直ぐ送りますとか、誓約をさせています。

つぎの対談人も割合い重職でありまして、旗本・御家人の札旦那がお金をいくら貸せとか折衝に来ます。それに応待する役です。ただこの応待係はなかなかむつかしい職務でありまして、相手は何といっても侍でありますから、まかりまちがうと刀でも抜かれるということがありますし、それから旗本の方が大変癖が悪くて、江戸の中期以後になりますと、借金の苦しきで浪人みたいなものを使いまして、強談判をさせるのですね。そういうことがありますので、この対談人という応接方を特別に作っているのです。あとは米を受取りに行く書類を作る

人とか、受取った米を売却するため折衝をする者とか、そういう役割がここに並んでおり、総計で番頭・手代が十三人ということになっております。

あとで申し上げますように、非常に老大な利益を挙げているわけですが、僅かな人数でやっております、嘉永年間の人員二十二人は平均位ではないかと思えます。

最盛期は三十人位、理兵衛友俊の制定した「諸店心得方」(寛永四年)では十四人しか上っておりません。極く小教精鋭主義でやっておる。こんな小人数でよくやれたなと思ふんですが、友俊という人はなかなか厳しくやられたらしく十四人でできるということ、経営合理化を進めておられるわけです。しかし実際はもう少し増えて二十人から三十人前後の人数でやったようです。また裏方としまして台所方などがありますが、それ以外に賄方とか、洗濯のおぼさんであるとか、そういう人々を雇っております。大体男世帯でありまして、洗濯のおぼさんも通勤でした。支配人には奥さんがいたというのが一例ありま

すね。支配人になるのが四十才ぐらいですから、勿論既婚者だろうと思うのですが、実際に資料に出てきますのは一例だけでありまして、支配人夫婦に娘がいるというのがありますが、それ以外はどうしていたのか判らない。どの店でも普通は結婚を認めておりませんね。通い番頭になればいいんですが、でない場合は男だけの世帯でいくわけです。吉原がはやるのもその為でありましょうか。男の数がはるかに多いんですね。

組織に就いての細かいことは「泉屋叢考」をお読みいただくことにしまして、つぎに江戸出店の経営管理について特徴的なことを話したいと思います。

泉甚では旗本・御家人との恒常的な取引関係は一応、支配人に任せたとやうであります、月々の帳簿は全部点検しますし、年間の決算は、中橋店というもう一軒の金融関係の江戸出店と立ち合いで決算をすることになっております。したがって札幌那以外、旗本・御家人以外に貸付を行なうときには本店に問合せ指示をうけています。

限られた日常業務は泉甚に任せるけれどそれ以外の新規事業などは全部指示がないと動けないという形で、本店の方が全部管理していたというのが実態であります。

経営方針は泉屋の家風と申しましょうか、儉約で確実であるといえます。例えば支配人に相場を禁止する。思い入れ商売というのは絶対やったらいかんというのですね。札差は旗本の米を扱うわけで、あとで申しますが泉屋が扱いました米は最盛期の文政二年、六万四、〇〇〇俵あります。これは相当な米量になるので、それだけでもかなりの相場ができるわけです。空相場を張ればいくらでもやれるわけで、これを禁止します。浅草店は「米相場高下により損益これある店にて、支配人才不才に拘らず候」とあります。つまり米相場によって起った損益は支配人の才能にかかわらないということですよ。支配人は勘定をはっきりさせておればよいので、相場で儲けようということは思うなと規定しているのです。これは浅草店と長崎店でも同様ですが、長崎店も貿易品の相場を

張られるのは困るからです。相場のうまい、目先のきいた手代、番頭は確かに一時はいいけれど危い、大穴を明けたり失敗をするケースがあるので、気をつけなければならぬというのが当時の固い商家の気風ですが、ここまで明示して規定しているのはやはり泉屋の特徴ではないでしょうか。

ついで注目できますのは、各店部の分担の厳格さと独立採算制であります。浅草米店―泉甚においてこのことが具体的にわかりますのは中橋店との関係であります。例えば泉甚の家屋敷は持家ですが、地代・家賃を計算し、また隣に土地があり、それに地代の収入があるとしても、それも含めて中橋店に持って行くのです。米店の方で収入としないわけです。それは中橋店が江戸にある泉屋の財産管理を全部やる、勿論地代とか家賃を全部取扱っているのです。浅草店のものまで取扱うという形になっているんです。また別の例をあげますと、お互い金融関係ですから金を融通し合いをするんですね。中橋店は余

りうまく行っていないようですから、浅草米店―泉甚からお金を融通することがある。これは双方の帳簿に載せまして、利息をつけます。これは江戸末期の資料であります。本家と雖も金を融通した場合は利息をちゃんとつける。その利息は一割を基準とすると規定している。この利一割というのは当時としては高いんですね。実際には八分とか七分の利息をつけているようですが、そういうふうに各店部間で貸借をやっています。こういう形態をとるのは他家にもあるようではありますが、なかなか江戸時代とは思えないような新しいきちつとした経営をしているということが言えるわけでありませう。

五 経営の発展

収益源	手数料	一〇〇俵―金三分	純益四〇%?
	貸付金	利息収入	預金
経営規模	(札扱い高)(貸付金)		
	天明八	四、五〇〇兩	(年利〇・六)
	文政二	四、〇〇〇俵(四〇兩)	(七、六〇〇兩)

文政二	五、〇〇〇兩	(年利〇・三)
文久元	五、〇〇〇俵	(六、八〇〇兩)
経営の各段階	創業期	延享三―寛延三
	発展期	寛延三―化政期
	停滞期	天保期
寛政改革	棄捐令	金額六、〇〇〇兩余
	推定利息収入	八八%減
	泉九の閉店	文化一五年
	(規模、泉甚の地位か?)	
天保期	本家の事情	別子銅山の苦況など
	登せ金	文化 文政 天保三―一〇 一五〇兩 三〇〇兩 一八、四〇〇兩
	御用金	文化二・七〇〇兩 天保七・三、〇〇〇兩 〃 九・三、〇〇〇兩
	天保一四年	無利息年賦返済令 二〇年賦
	関係店舗の不振	中橋店休店 泉茂同居
	泉平廃業	(弘化二)

さて泉甚の経営規模とその推移を簡単に申し上げておきます。札差の収入源として大きいものは二つございませう。一つは手数料、一つは貸付金の利息収入であります。

手数料というのは公定でありまして、蔵米一〇〇俵につき金三歩であります。ですから自働的に計算がつくわけでありまして、先程の扱い高六万四、〇〇〇俵を金三歩で勘定しますと四八〇両です。旗本・御家人のところ蔵米代を持って行くときにはこれを差引いて届けるのであります。また四八〇両が純益ではなく、諸雑費がかかっています。実際に米を売る売方という専門の業者がおりますから、それに手数料(二〇〇俵・金三朱)を渡さなければならぬ。運送業者や^{つぎや}春屋という業者にも金を払います。こうして、これは全くの推計であります。四八〇両のうち四〇パーセントぐらいが純益ではなからうかと考えてみました。すると利益二〇〇両ぐらいですから、札差としては大した金額ではないわけです。そうしますと一番大きいのは貸付金の利息収入になります。で、この場合も札差の場合に今までは旗本に金を貸した方ばかりいってありまして、預金をしたということが知られていなかったんですが、どうも預金もかなりやっておりま

すね。旗本の中にも裕福な家がありますから、そういうところはお金を預けまして利息をもらおうという、まあ今の銀行と同じ形になると考えていただいて結構なんですが、そういうことがありますので、正確にはこれも実態はわからないんであります。しかし天明八年に貸付金四万二、五〇〇両という数字がわかります。年利(公定)一割八分として計算しますと利息七、六〇〇両という金額が得ます。札差は明らかに旗本・御家人への貸付金によって収入を得ていた。ところで年間七、六〇〇両というお金は尨大なもので、十両盗めば首が飛ぶ時代ですからこれが純利益でないにしても、札差業はずいぶんな利益を挙げたということになると思います。そういうことで収益源は貸付金を中心にあるわけですが、一応経営規模がわかる数字がございますので表にしておきました。

天明八年、貸付金四万二、五〇〇両、文政二年、札扱
い高六万四、〇〇〇俵、文政十年、五万七、〇〇〇両、
これがピークじゃないでしょうか。浅草店としては一番

利益が挙げた時ではないかと思えます。だから年間少なくなるとも五、六、〇〇〇両以上の利益はあったと推定できません。扱いは六万四、〇〇〇俵を最高として、あとは段々衰えるのですが、幕末でも五万俵扱っていますからかなりの札差であったことがわかります。ちなみに文政二年の扱いは業界で第三位になります。札差というのは江戸でも屈指の有力商人の集まりであります。その中で三位に位置しているのは出店のことでもあり、しかも後発の企業でありますから、大変成績優秀といつてよろしいかと思えます。

経営の発展は三期に分けてみました。

第一期は創業から伊賀善兵衛名儀の時代であります。まだまだ安定していない時代でありまして、「諸店心得方」でみますと、ようやく仕事にも馴れたから人数を半減して十四名でやれということになっているわけですから、これが一つの区切りです。最初の頃は札差をはじめの業務ですから苦勞をしたようであります。しかしそ

のちは非常に順調に発展したのではないかと思えます。宝暦期から化政期までは発展期と考えていいかと思えます。ただ発展期の中で泉屋のみならず札差業にとって打撃であった事件があります。これは寛政改革で松平定信が棄捐令を出したということでもあります。これは教科書的にいいますと、旗本財政の急を救うためと一言で片付けられるところではありますが、やられた方の札差はひどい目にあうわけでありました。要するに天明以前の借財は全部帳消し、それ以後は利息を六分に減らす。それまで一割八分であった利息を六分に減らすということをやります。この棄捐令で泉屋をはじめ札差のうけた損害で、棄捐額はわかっています。ここでは泉屋の棄捐額だけ挙げておきますが、泉甚二万八、〇四四両、泉屋茂右衛門は九、九三五両三分、泉屋九兵衛はぐっと減りまして、三、九一九両が棄捐額であります。何れにしましても多額の金額を帳消しにしたのでありまして、焦げつき分はあったかもしれませんが、一片の法令であつという間に

多額の債権が無くなるのでありますから、これはたまつたものではありません。

それから天明以降の新規債権は、年利六分に押えたのでありますから、これも利息収入からいいますと激減いたします。今まで棄捐額は判っておりましたが、各札差がどれぐらい、金を貸出していたかという総額は全然判っていませんでした。ところが十ヶ月ほど前に、泉甚の場合には四万二、五〇〇両という貸付があったということが判りますから、それで推計をいたしますと、天明八年でほしい推定利息収入が先ほどの計算では七、六〇〇両ほどありまして、その八八パーセント強が利息収入で減ります。棄捐令の結果として机上計算でありますから、札差業にとつてはものすごい打撃を受けたということになります。こういう打撃は泉甚だけでなく、泉茂もだいたい八一パーセント利益減となり、だいたい八割くらい打撃を受けたということでありませぬ。封建領主はそういうものでありまして、いざとなればずいぶん無茶なこと

をします。そこで商人も幕府とか大名の御用をやるのをいとすることになるんですね。しかし、こういう商売をやっていますと金を貸さんわけに行きませんから、なかなか兼ね合いがむづかしいわけでありませぬ。

さて泉甚も泉茂もこの時にはまだ余裕がありました。文政十年には泉甚の貸付金は五万七、〇〇〇両になっています。旗本・御家人は一時債務を帳消にして喜んでだいたいが困っているわけですから、また借りなければならぬということ、結局五万七、〇〇〇両になったところが小さい店には棄捐令の影響は非常に大きい。だいたい小さい札差では金を借りて旗本に貸しているというケースが多いようですね。そうしますと、利益率もとも低いたとところへ、債務破棄、利息減となったものから、深刻な打撃を受けて、泉屋九兵衛店の閉店（文化十五年）ということになります。泉九の経営規模は貸付金額の推定でゆくとだいたい泉甚の七分の一ぐらいしかないんじゃないでしょうか。これぐらいの規模では寛

政棄捐令の影響はもろに受けます。通常、別家の危機には本家がだいぶん助けるのであります。昔の本家、別家の関係は今と違いますが、ある意味では封建的な主従関係のようなもので、結婚、他出など本家の許可が要るか、いろいろあるんですが、逆の面では別家を大事にして金融など援助をいたします。ですから没落しかけると、金を貸して助けるのですが、それも及ばなかったんですね。或いははじめからあきらめたのかも知れません。まあこういうことで寛政改革の影響は泉屋九兵衛店に集中的に出たというのであります。しかし当時、泉甚は三卿清水家の蔵元になりましたり、中橋店は田安家、一橋家の掛屋をもつとめるなど、江戸で高い地位を占めるようになっていきます。

ところが、第三期、天保期に入ると経営状態が悪化してきます。天保期は御承知のように大飢饉が起ったりする年であります。まず本家の財政状態が非常に悪化いたします。「垂裕明鑑」をみてもわかりますが、家政改

革をやったり努力していますが、基本は別子銅山が駄目になる。銅山は深く掘りますと、涌水があつて、採掘費用がかさむようですが、そういうこともあつて本家の事情が悪化するわけです。これをカバーするために本家から為登金のぼせ(送金)を命じてきます。全額かどうか不明ですが、文化年間は、年額一五〇両です。文政年間になると年間三〇〇両、天保二年から十年迄の間は一万八、四五〇両、一年平均二、〇〇〇両送ったんです。いくら儲けていても、年間二、〇〇〇両送金しますと、经营的に弾力性が無くなっただろうと思います。

次に御用金がかかります。文化十年泉甚にかかった御用金は七〇〇両です。一体に幕府は町人から税金をとらなかつたんですね。江戸でも大坂でも地代は免除され営業税はありませんし、株仲間の冥加金を収めただけで、ふだんは何もとらないんです。しかし幕府の必要な時は御用金をかける。この時は支配人が懸命になつてうちは長崎御用銅をやっているんだし、銅山もだめになつて困

ってるんだということを嘆願しまして、七〇〇両に値切るのですけれども、天保年間には三、〇〇〇両ずつ二度納めている。そこへ、天保改革の一環として天保十四年、旗本・御家人債務の無利息二〇年年賦返済令を出すのです。幕府は元金を保証したんだからいいだろうという意見らしいんですが、金融のことを知らない人のいうことです。この時に一番きつい影響を受けましたのが泉屋茂右衛門店でありまして、泉茂は店をたたみまして泉甚に同居いたします。泉茂も文政年間、扱い高一万八、〇〇〇俵、貸付金二万三、〇〇〇両ある中クラスの店ですね。それが苦境に立ちまして店舗をかまえられない。天保、弘化、嘉永年間には泉甚に同居しているわけです。費用とか、雑費は出しますと史料に書いてありますけれど、どういうふうにしたのかちょっとわからないです。手代は二人いましたが、他の使用人はいないので、結局、泉甚の経営におぶさって会計だけは別にやったんではないでしょうか。幕末になると別に店舗を構えます。けれ

どもともかく泉茂は非常な打撃を受けています。そして関係店舗の不振は連帯保証をしているために、泉甚にも負担がかかります。泉茂だけでなく、三卿清水家の札差泉平が弘化二年に廃業いたします。泉甚は清水家蔵元でもありこの借金を引受けるのです。どうも数千両はあったようです。さらに中橋店が厳しい状況になりまして、一時休店をいたします。この店の借金も泉甚にかかりまして、要するに江戸だけで不振になった三店舗の負債が、泉甚にかかってくるという状況がでてまいります。このように天保期を境に、田沼時代、文化文政期の繁栄は過去のものになってゆくこととなります。

幕末期、経営を示す史料もございませんが、嘉永元年の収支表をあげました。これは損益だけを書きあげたのではないかと思います。細かい説明は「泉屋叢考」にしておきましたけれども、収入規模は一、〇〇〇両程度で、支出が上回っていて三〇何両かの損ということになるわけです。これはどこに原因があるかといえますと、利息

収入一、五四九両、これが最盛期の少なくとも三分の一ぐらいになっています。しかも支出をみていただくと、利払い八五〇両となっています。これは預金利息、三店分の返済利などで、要するに利息収入の半額ほどを、ま

嘉永元年収支

		(収入)	
		金 兩・分	銀(匁)
札 差 料	一六・二	四・七	七・九
利 息	一、五九〇	三・三	七・四
万 利	一八・二	二・三	九・〇
中 入	六・〇	一・三	三・八
店 賃	四・二	四・五	二・七
小 計	二、〇三三・三	一三・五	九九・八
(支出)			
大坂 ^{のぼせ} 為登金	二・二		一・〇
町 入 用	五・二		一・七
利 払	八五〇・一		四・二
米 売 損	三〇・一		〇・九
台 所 用	一、二四三・三		五・〇
小 計	二、〇六三・二	一四・五	九八・八

た借金の利息として払っている状況であります。そういうことで、赤字が出た、というのが嘉永元年の状況であります。ただこれをみますと、台所用の支出が一、〇〇〇両あります。この辺が札差業の特色です。「諸店心得方」や文政年間の江戸店への戒めに、札旦那の接待をするときは、接待係一人が応待をして、ほかの連中は昼日中から酒を飲んではいけないなどと書いてあります。こうした接待の費用が馬鹿にならなかったんだと思えますね。それをやらないと商売が出来ないところなんですから。これだけ苦しい苦しいといっているながら一、〇〇〇両以上も使っている。

六 む す び

以上述べてきましたように、幕末期になりますと、かつての繁栄は夢となりました。しかし困りながらも泉甚も、泉茂も一応の経営は維持するわけですが、最終的に幕末段階になって破局を迎えます。まず泉屋茂右

衛門が非常に逼迫します。その理由はよくわからないんですが、泉茂が本家に出しました文書の中には、慶応二年、長州征伐などの情勢のために旗本・御家人の借財が増大し、とくに預金していた家まで、預金を引き上げて武備にあてて出て行くわけです。そのために金融がつかないということになり、泉茂も維新直前にダウンするわけです。泉甚は何とか持ちこたえたんですが、徳川家がだめになりました、駿河へ移封しますから、明治二年、廃業のやむなきにいたります。

大変、ざっとした話でございましたが、泉屋の金融業について、ことに札差業の歴史を申し上げました。銅関係業者として知られた泉屋が金融業でも相当の地位にあったこと、札差業者としてもトップグループにあったことは注目してもよいかと存じます。
(大阪大学助教授)

付記 本稿は昭和五十一年四月二十八日、住友修史会でおこなった報告を文章化したものである。

住友修史室略記

明治二十年に住友に於いて修史事業が企てられたのは、維新の過渡期の最大危機を乗り切り別子銅山の経営もひとまず安定したので、その歴史を顧み伝統の事業精神を再確認して、新時代に処する一大指針を得ることにあつたと思われる。

この修史事業がはじめられるに当って、各店部宛に所管の関係資料を提出するように通達も出ている。このとき初めて家史編纂室が大阪鰻谷住友本邸内に設けられた。これが修史室の前身である。

以来、十数年を費して完成したのが家史「垂裕明鑑」であつた。これは住友家歴代世記の形式をとって、安土桃山期から明治二十二年までの事歴を編年体に記したもので、毛筆で記した和装本であり、年表を添えて三十二卷三十一冊となっている。

その後引続き明治三十六年までの事歴を集録した続篇が編まれ、これは明治末年頃完成したと思われるが、残念なことに第二次大戦によって烏有に帰した。

この時期の編纂者については僅かに二人だけが知られ、その一人に、二十一年に編纂助手となつた藤井得壽氏があつた。氏は明治十年から住友家に勤務し、十二年には住友の汽船白水丸の乗組員となつて会計係を担当した。十三年七月、白水丸は播磨灘で汽罐破裂のため沈没したが、九死に一生を得た。この時、氏が船長に無謀な他船とのスピード競争を諫止したが及ばなかつたことが伝えられている。

垂裕明鑑は家史編纂の初めての企てであつたため、資料の蒐集整備に苦心した。藤井氏が明治二十五年七月二十九日に重任局（本店にあって事業の枢機を司る所）に提出した「家史編纂ニ付上申書」には、特に、「完備ナル家史ヲ編纂シ、永ク此事ヲ継続スルノ基ヲ開クハ今日ノ急務」である所以を力説して居ることは注目に価する。ま

た、この上申書には明治三十三年から終戦の年まで、本社的重要文書として毎年作成されて来た処務報告書のもととなる事項などが進言されているので、繁を厭わずその全文を左に記すこととする。

家史編纂ニ付上申書

一家一門ノ家史ハ猶国ノ歴史ニ於ルカ如ク、其盛衰沿革ヲ知ルニハ最有用ノ物ニ候ヘ共、唯其關係ノ大小アルヲ以テ世人多クハ措テ之ヲ問ハス、纔ニ系図系譜中ニ其一斑ヲ付記スルニ過ギズ候、我住友家ノ如キモ古來家史ノ存録ナク、公用帳諸用留等公辺ニ係ル一部ノ記録有之ノミ、是等ハ後來營業上ニ於テ公儀へ上願ノ際、前例ヲ見ルノ必要ヨリ來ルモノ故、其記事狭少ニシテ一家全体ノ沿革ヲ知ルニ由ナシ、曩ニ垂裕明鑑ノ編輯ニ際シ、普ク古書旧記ヲ捜査シ家史ノ材料ヲ拾収セシモ、多クハ公辺若クハ金錢出入ニ係ル書類ノミニシテ、他ノ重要ナル史料ト為スヘキモノハ僅々断簡零冊アルノミナリキ、然レトモ既往ハ謂フモ詮ナシ、今

ヤ我住友家ハ旭日朝天ノ隆運ニ向ヒ、全国屈指ノ商家ニシテ他ノ模範トナルヘキ家柄ナルニモ拘ラズ、完全ナル家史ヲ編纂スルノ方法全タカラサルハ遺憾ノ至リニ候、夫レ史ノ要ハ營ニ往事ヲ踪ネ沿革ヲ知ルノ一事ニ止ラズ、祖先ノ艱難辛苦美蹟善行ハ千歳ノ龜鑑トナリ、子々孫々ノ行為ヲ左右スルノ力ヲ有スルハ史乗ノ上ニ出ルモノ無之、誠ニ今日御家ニ於テ完備ナル家史ヲ編纂シ、永ク此事ヲ継続スルノ基ヲ開クハ今日ノ急務ト存候、乍併御家ニ係ル事項ノ多キ業務ノ廣キ、迎モ一人一個ニシテ史料ヲ蒐集シ事實ヲ網羅スル事ハ言フヘクシテ實際行フ可カラサル義ニ可有之ト存候、依テ左ノ方法ニヨリ各所ニ委員ヲ置キ、身躬ヲ耳聞目撃スル所ノモノヲ筆記シ、年月ノ前後ニ從ヒ順次ニ之ヲ編纂シ、彼是相輔ケ相補ヒ以テ家史ヲ完成セラレシテ希望ノ至リニ候、乃チ左ニ家史編纂方法ヲ相記シ御参考ニ供シ候、宜布御採擇被成下度上申仕候也

明治廿五年七月廿九日

藤井得壽[㊦]

重任局御中

編纂委員ノ事

一左ノ各所ニ委員ヲ置キ其所管内ニ生スル事項ヲ編成シ、毎年二月十日迄ニ前年度分ヲ本店重任局ヘ開申スルコト、但継続事項ニシテ其年度ニ顛末ヲ報告シ能ハサルモノハ、翌年度ニ於テ重テ結末ヲ報告ノ事

本家 本店 別子銅山 神戸支店

蔵目喜坑業所ソウメキ 近江製糸場 尾道支店

編纂ノ事

一史料ノ編纂ハ簡明ヲ主トシ、総テ月日ト事ノ原因結果ヲ略示スルヲ要ス

一将来ノ記臆(憶)参考ニ供スヘキ事柄ハ、事項外ト雖トモ務メテ之ヲ記載スルヲ要ス

一何事ヲ問(レ)ス其實價實費ハ将来ノ参考トナル可ケレハ、成ヘク記入スルヲ要ス

一右史料報告ニヨリ本店ニ於テ更ニ之ヲ編集シ年々保

存スル事

家史謄載事項

一吉凶大禮ニ係ル事并ニ祝事法会宴会等ノ事

一御家族中公務又ハ公共ノ事ニ御関係ノ事

一御家族中遠地ヘ御旅行ノ事、其他交際上ニ係ル重要(ことから)事故

一御親戚中吉凶其他稍要用事件

一貴重ノ什器物品購入ノ事并代價書加ノ事

一末家中吉凶其他本末ノ間ニ係ル重要事故(ことから)

一雇員ノ進退轉任又ハ十里外ヘ出張セシトキ用務ノ大

要

但等内雇員以上ノ事、以下倣之

一雇員中将来ノ模範トナルヘキ行為、并ニ公務又ハ公共ノ事ニ関係シ、或ハ会社役員等ニ撰任委嘱サレタル等ノ事

一裁判又ハ他ト交渉事件ノ顛末

一重要ナル官衙其他ヘ願伺書ノ事

一 貴顕紳士米館來場等ノ事

一 献金寄付金義捐金及下賜品賞状等ノ事

一 一家法諸規則諭達等ノ事

一 天災水火盜難等ノ事并損害高ノ事

一 著シキ動産不動産ノ購入并ニ賣却ノ事及實價

一 重要ナル年度ノ統計 即所得届高出銅高等ナリ

一 課店出張所等廢置ノ事

一 事業興廢ノ事

一 商工其他營業ニ係ル著シキ事故(ことごと)

一 著大ナル土木建築工事及實費ノ事

一 内外博覧会共進会等ノ出品并ニ賞品褒状等ノ事

以上

因に藤井氏は、明治三十一年十二月に退職して末家に編入され、昭和十一年十一月に歿した。

今一人は永元ながもと願藏げんざう氏で、明治十二年に朝日新聞の編集局の有力メンバーとして甲府新聞から移ったといわれる。

明治二十九年末住友本店に入り、一貫して文書を担当し、

四十三年二月に退職、末家に編入されている。その間、垂裕明鑑編纂の責任者となり同書を完成した。

さて、明治末年に垂裕明鑑続編完成後は一時家史編纂業務を休止した模様である。

その後、歴史学の長足な進歩と住友史料の持つ重要性から大正七年にあらためて修史事業が企てられ、大阪府立図書館(現、大阪府立中之島図書館)の初代館長で国史学専攻(東京大学卒業)の今井貫一氏に委嘱し、著実に編纂が進められた。この時から家史編纂室は住友の本社内に置かれることとなった。

住友の史料は歴大であり、殊に銅鋳業・銅精錬・銅貿易・金融・不動産業などに関わるわが国近世経済史研究上貴重なものであるが、その後、部内から数多の新史料が発見されるに及んで、一層修史事業の重要性を認識され、昭和十年、新たに同じく国史学専攻(京都大学卒業)の向井芳彦氏を加えて、編纂方法を拡大し充実整備して強力に推進されることとなった。これより先、伊庭六郎氏(後、

住友本社調査役・住友第二代理理事伊庭貞剛氏六男）が昭和三年から八年まで家史編纂を委嘱された。昭和十五年は別子銅山開坑二五〇年に当たったので、記念出版として「別子開坑二百五十年史話」が刊行せられた。これは、当時、今井氏は病床にあり、向井氏も応召中であつたので、特に、本社総務にあつた伊庭氏を主として成つた。この年、今井氏は歿している。

ところが第二次大戦勃発の後は、向井氏の再度の応召もあり、また史料の疎開保護に忙殺されるなどして、修史業務はほとんど休止の状態となつて終戦を迎えた。

やがて住友本社は解散に向い、修史事業も重大な危機に際会したが、住友各社はこの事業の重要性を再認識し、共同事業として継続し得ることとなり、編纂室は、便宜住友金属鉱山大阪支社に移されて、同社の管掌の下に仕事を進めた。

大戦の戦禍は永年に亙る編纂の成果の大半と資料の一部にも及んだため、以来、修史事業の建直しに地味な努

力が続けられた。

昭和二十六年からは向井氏の研究の成果を「泉屋叢考」^こ（住友歴史叢書）として上梓することとなつたが、二十八年には永年修史事業に尽力された同氏の逝去に遭い、その後京都大学教授（現、同大学名誉教授・学士院会員）小葉田淳博士^{たあし}に御指導と御執筆をも願うことが出来、以来当初の方針に基いて事業を進めて居り、現在、第十七輯までを発刊してその成果は学界の注目を受け高い評価を得ている。

この他、昭和三十年には、先代家長伝記「住友春翠」、三十六年には「鈴木馬左也」、四十年には「小倉正恆」の両総理事の伝記などの発刊を果した。これらはそれぞれ刊行会を設けての事業であつたが、編纂は殆んど当室で当り、「住友春翠」「小倉正恆」は鈴江幸太郎が執筆し、「鈴木馬左也」は、馬左也翁の女婿中村四郎氏を主任として、鈴江と川崎が補訂に當つた。これらも幸い伝記として高評を得た。

昭和四十一年春からは修史室を京都鹿ヶ谷の住友邸内に置き、住友不動産株式会社管理に移された。この時から懸案であった住友の本社史編纂の資料蒐集整備を強力に推進することとなった。そして、本年春からは大阪府立大学名誉教授黒羽兵治郎博士に住友本社史編纂につき御指導御協力を得ることとなった。

なお、修史室の業務としては、本来の修史事業の他に次のことも行っている。

一 住友各社からの照会事項につき資料提供、調査協力

一 住友各社の社史編纂事業に協力

一 住友各社新入社員研修に協力（有芳園西館展示の住友史料説明など）

料説明など）

一 外部への資料提供など（但、連系各社総務部長の紹介に限る）

また、名称の「編纂室」を「修史室」と改めたのは昭和二十五年のことであった。

今秋十月には当室は神戸市住吉の元住友本邸跡の洋館

に移る予定である。終戦後諸般の事情により、永年に亘って本格的な設備機構をもたぬまま推移した当室は、移転を機にこれらの面についても本格的な整備を進める予定である。

想えば本年は修史事業開始以来満九十年となり、来年は大正七年再開から満六十年を迎える。明治以来の先人の遺業の達成に一層の研鑽が望まれるところである。

ここに住友修史事業開始以来努力せられた方々の氏名（判明分・敬称略）を連記してその労を銘記したい。

藤井 得壽 永元 愿藏 今井 貫一

本間良三郎 青柳 親久 土屋 元作

住友 理助 近藤 常吉 藤井 金吾

伊庭 六郎 野内 芳藏 飯島 正治

川谷宮太郎 向井 芳彦 永瀬七三郎

藤田彌太郎 東條 花子 村上（淺井）禮

正木 恵子 齋藤 芙英 向井 節（芳彦氏夫人）

（川崎英太郎記）